

学校いじめ防止基本方針

館山市立館山中学校

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び館山市いじめ防止対策推進条例に基づき、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 本校のいじめ問題に対する基本理念

- (1) いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利だけでなく、人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるため、いじめを受けた児童生徒の生命・心身の保護を優先する。
- (2) いじめは、どの児童生徒、どの学校でも起こりうるものであり、いじめが生まれる背景には様々な要因がある。いじめの問題に全く無関係と言える児童生徒はいないため、全児童生徒をいじめの問題に関わる対象ととらえる。
- (3) いじめの問題は、教職員等が一人で抱え込む問題ではなく、関係機関や地域と連携し、教職員が一丸となって組織的に対応すべきものである。

2 校内いじめ対策組織について

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | 校内いじめ防止対策委員会（校内組織＝生徒指導委員会） |
| (2) 構 成 員 | ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当職員・各学年代表職員・養護教諭・スクールカウンセラー |
| (3) 会議開催 | 毎週2回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合） |
| (4) 役 割 | ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処、校内研修等の施策）の作成・実行・検証・修正を行う役割
②いじめの早期発見のため、相談・通報窓口としての役割
③いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
④学校のいじめに係る状況及び対策について、家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域の連携協働による取組の推進
⑤学校のいじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、 |

関係のある児童生徒への事実関係の聴取，被害児童生徒に対する支援。加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携

⑥学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い，学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

(5) 事務局 ◎教頭・生徒指導主事・教務主任・教育相談担当職員・養護教諭・スクールカウンセラー 等

※日常的な相談・対応の窓口，組織の中核とし，協議・対応内容に応じて柔軟に対応することとする。

3 いじめの未然防止について

(1) いじめ防止に関する指導方針の周知

- ・いじめに対して厳正に対応することを児童生徒及び家庭への文書配付，PTA総会，懇談会等にて周知を図る。
- ・いじめの軽重に関わらず，全教職員で情報の共有化を図る。また，関係児童生徒の保護者に事実と指導内容について，連絡することを児童生徒及び保護者に伝達するとともに，PTA総会，懇談会等で説明するなど，周知を図る。
- ・いじめの行為が犯罪として取り扱うべきものや児童生徒の生命，身体，財産に重大な被害が生じるものと判断できる場合は，いじめを受けた児童生徒を徹底して守るという観点から，警察等の関係機関と連携して対応をとることを児童生徒及び家庭への文書配付，PTA総会，懇談会等で説明するなど，周知を図る。

(2) いじめ防止の啓発活動

- ・児童生徒が児童生徒会などを活用し，自主的にいじめの問題について考え，議論する活動などが実施できるよう支援する。
- ・多様性の理解も含めた人権教育の充実を図り，自己肯定感を高め，自信をもたせる取組，また，他者を尊重する児童生徒の育成を推進する。具体的な取組として，人権作文への積極的な応募などを行う。

(3) 道徳教育・体験活動の充実

- ・授業公開，相互参観による道徳授業の充実を図る。
- ・ボランティア，キャリア教育の実践や向上を図る。
- ・学年，学校行事(入学式・卒業式・修学旅行等の学年行事・運動会・文化祭・部活動等)を通して，異学年交流の促進，集団の質の向上と豊かな心を育成する。

(4) いじめ防止の環境づくり

- ・児童生徒会の活動方針の中に，いじめ防止（撲滅）を盛り込み，児童生徒に呼びかけを図る。
- ・児童生徒会の活動として，いじめ防止のポスター作製・掲示を促す。
- ・学期に1回以上と必要時の情報モラル教育を実施する。

- ・教職員の不適切な発言（差別的発言や児童生徒を傷つける発言等）や体罰排除、学校全体から暴力や暴言を排除するため、管理職を中心に、職員会議、研修の場を活用して、継続的に全教職員に周知を図る。

(5) 「わかる授業」の展開

- ・セルフチェックシートによる授業の自己評価を週1回以上実施する。
- ・授業後の成果・課題と改善方法の年間指導計画への記録をする。
- ・週指導記録簿における教職員の実質的有効活用と管理職の指導の充実を図る。
- ・日頃からの教材研究と指導案検討による校内研修の充実を図る。

4 いじめの早期発見と相談・通報について

(1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施

- ・児童生徒及び保護者対象のアンケート調査を年2回実施し、集計分析する。アンケート調査を実施する場合には、児童生徒自身のことだけではなく、いじめを見たり、聞いたりした場合の設問項目を設定するなど、広く情報の収集に努める。
- ・年2回定期的な教育相談期間を設定するとともに、日頃から実施している個別面談、教育相談を通じて、児童生徒の些細な変化を把握する。

(2) 授業時間・休み時間・放課後等、全ての学校活動における児童生徒の観察

- ・授業時間、休み時間や放課後（クラブ活動や部活動）など、全ての学校活動において、児童生徒の様子を観察し、「おかしい」「もしかしたら」「このままだと」など些細な変化でも、気になる児童生徒の情報は状況を記録し、学校全体で情報を共有するとともに、継続的に観察する。

(3) いじめに関する相談窓口の常設

- ・校内いじめ防止対策委員会の日常的な相談対応の窓口としての活動を推進する。
- ・「相談箱」を常設し、いじめに関わる情報の収集と把握に努める。
- ・児童生徒に対し「いじめゼロ宣言」を活用し「話す勇気」について説明するとともに、相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないことを意識させる。
- ・全教職員自身がいじめに関する窓口であるという認識を持つよう、管理職が指導するとともに、児童生徒及び保護者に対して、周知を図る。
- ・児童生徒及び保護者が、いじめに関わる事案を直接、学校職員に相談できない場合に対応できるように「館山市いじめ相談室（Tel 0120-105-783）」や「24時間子供SOSダイヤル（Tel 0120-0-78310）全国共通」等の周知を図る。
- ・いじめに限らず、児童生徒及び保護者が様々な悩みを相談できる機関の情報を一覧にまとめ、年度初め等に配布する。

(4) 学校、家庭、地域、学校間の連携による多様な情報提供ルートの確保

- ・毎年、実施している生徒理解票を活用し、児童生徒の家庭での生活状況についても学校と家庭間で共通理解を図る。

- ・日頃から、保護者、学校評議員、地域での見守り活動を行う住民等と積極的にコミュニケーションを図り、児童生徒に関する様々な情報の提供を依頼する。
- ・通常行われている転校等に係る学校間の引継ぎに加え、特に指定学校変更や区域外就学によって転校する児童生徒については、当該学校間で綿密な引継や情報共有を図る。
- ・定期的開催される中学校区生徒指導委員会などを活用し、他校の状況、効果的な取組などについて、積極的に情報収集を行う。

(5) いじめの早期発見と対応に関する研修の実施

- ・いじめ防止対策や対応方法について、事例研究などを取り入れた研修を校内研修に位置付け、計画的に実施する。
- ・ハイパーQ Uテスト（学校生活における児童生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を測定するアンケート調査）の結果を分析し、いじめ事案等の早期発見に努め、また、分析結果に基づき、気になる結果があれば、原因を調査し、早期解決を目指す。また、分析結果の活用方法に関する研修会を通じて、アンケートの効果을最大限に活用する。

5 いじめを認知した場合の対応について

(1) いじめ事案に関わる聞き取り

- ・いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒、その周辺にいたと思われる児童生徒個々から、校内いじめ防止対策委員会を中心にいじめ事案に関わる状況を聞き取り、記録に残す。また、聞き取りの内容に齟齬があった場合は、改めて聞き取りを行い、事実確認を確実に行う。なお、聞き取り時には児童生徒の心身の状態の把握に努め、適切な対応を行う。

(2) いじめを受けた児童生徒の安心安全の確保と支援体制の構築

- ・聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた児童生徒の希望、心情を考慮しながら、校内いじめ防止対策委員会は安心安全の確保の方法（いじめを行った児童生徒への指導、いじめを行った児童生徒との隔離、いじめを行った児童生徒の保護者への指導の依頼等）を検討し、すぐに実行する。
- ・校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制（校内いじめ防止対策委員会が中心となって、担任等とともに監視、相談体制の説明、保護者の協力依頼等）をいじめを受けた児童生徒とその保護者の了解のもと、すぐに構築する。

(3) 家庭や関係機関、専門家との協力体制の構築

- ・校内いじめ防止対策委員会は、関係児童生徒の保護者へ当該いじめ事案に関わる事実を連絡するとともに、家庭の協力を依頼する。（いじめを受けた児童生徒の保護者への学校管理下におけるいじめを防げなかったことの説明等を含む。）
- ・校内いじめ防止対策委員会は、必要に応じて、関係機関（教育委員会・警察等）へ協力を要請する。

(4) いじめを受けた児童生徒及び保護者のケアや支援

- ・校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた児童生徒の心理的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができるようにする。
- ・校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童生徒及び保護者からのその後の相談にも真摯に対応しながら、今後の支援内容及び方法について、お互いに協議して、その結果に基づき、支援を行う。

(5) 再発防止のための指導・啓発

①いじめを受けた児童生徒へ

- ・校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童生徒の心理的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを積極的に知らせる。
- ・校内いじめ防止対策委員会は、いじめを行った児童生徒からいじめを受けないように措置をするとともに、同じ児童生徒からいじめや何らかの威圧を受けた場合やその不安を感じた場合は、校内いじめ防止対策委員会へすぐに知らせるように報告するとともに、いじめを受けた児童生徒の安心安全を確保するために十分な対応をするという意思をはっきりと伝える。

②いじめを行った生徒へ

- ・校内いじめ防止対策委員会は「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを確実に伝え、自分のしたことを反省する機会を設ける。
- ・校内いじめ防止対策委員会は、当該児童生徒及び保護者に対し、いじめを行った事実と家庭の協力を求めること、必要に応じて警察や児童相談所など関係機関へ連絡することをしっかり伝達し、自分のしたことの重大性を感じさせる取組を行うようにする。
- ・「いじめ」について、その行為そのものは許されるものではないが、いじめを行った児童生徒の人格等を否定するものではない。したがって、校内いじめ防止対策委員会は、当該児童生徒のケアや支援のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを積極的に知らせる。

③観衆、傍観者となっていた児童生徒へ

- ・校内いじめ防止対策委員会は「いじめは、どの児童生徒・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える児童生徒はいない。学校はいじめの問題に関わる対象を全児童生徒と考える。」ことを、観衆等となっていた児童生徒にしっかり伝え、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- ・校内いじめ防止対策委員会は「いじめゼロ宣言」を活用し、「話す勇氣」について、相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではない

と説明し、相談、通報の正当性を意識させ、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。

(6) 具体的ないじめの態様の例

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(7) いじめの解消

いじめの解消については、次の2点が満たされている必要がある。また、いじめの解消に至ったと判断した場合であっても、再発の可能性があることを踏まえ、関係児童生徒の観察を継続する必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること。
 - ・いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していることを目安とするが、いじめ被害の重大性や状況を踏まえ、目安に関わらず、その期間を改めて設定し、継続して注視していく。
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・児童生徒及び保護者に対し、面談等を通じて、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認する。

(8) 情報の記録化

- ・いじめとして認知したケース、または、気になる児童生徒の様子は記録を一元管理し、進級等があっても確実に情報の引継ぎを行う。

6 重大事態への対処について

【重大事態への対応については、以下に示すほか、文部科学省策定の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、対応する。】

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害【児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等の重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合】が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより相当の期間【不登校の定義を踏まえ年間30日】、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 報告と対応

①校長は、重大事態の発生について、教育委員会を通じて速やかに市長に報告する。

※事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

※児童生徒、保護者から「いじめにより重大事態に至った。」との申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告、調査に当たる。

・第1報【認知・申立て受理後の連絡経路（迅速に行う）】

発 見 者	受 理 者	→ 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事
		→ 教頭・校長 → 教育委員会 → 市長
		→ (必要に応じて) 医療機関・警察等の関係機関

・第2報【第1報後の書面を通じた連絡経路】

校長 → 教育委員会 → 市長

報告書内容 ①いつ(いつ頃から)、②誰が、③誰から、④どのような様態か、⑤背景、⑥児童生徒の人間関係、⑤認知後の学校の対応(誰が、誰に、どんな対応をして、どんな結果になったか、今後の対策をどうするか)等、可能な限り、網羅的に明確にしておく。

※いじめを受けた児童生徒の身体的状態によっては、事故報告も提出する。

(事故報告の第1報を含む)

②校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童生徒の安心安全の確保を優先し「5いじめを認知した場合の対応について」に基づいて、迅速な対応を行う。

(3) 調査(学校が調査主体になった場合)

※調査実施前に、被害児童生徒及び保護者に対して、調査主体、調査方法や調査内容について説明することで、被害児童生徒及び保護者の意向を踏まえた調査が行われることを担保すること。

①調査主体=学校の下組織

i : 名 称 校内いじめ防止対策委員会

ii : 構成員 ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談担当職員・各学年代表職員・養護教諭・スクールカウンセラー・PTA役員・学校評議員・学校医・教育委員会指導主事 等

②調査方法

- ・いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒からの聞き取り
- ・関係した児童生徒、見ていた児童生徒等からの聞き取り
- ・個人的な関係によるものでない場合、アンケート調査 等

③調査内容(客観的事実関係を明らかにするための調査実施)

- ・いつ(いつ頃から)、誰が、誰から、どのような様態か、いじめが発生した背景、児童生徒の人間関係、認知後の学校の対応 等

④調査結果の提供

- ・調査結果の提供については、被害児童生徒及び保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行う。

⑤記録の保存

- ・調査により把握した情報の記録は、文書管理規則等に基づき適切に保存する。

7 公表，点検，評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針の公表

- ・学校ホームページで公表するほか，入学時，PTA総会，年度初めなど様々な機会を活用して，児童生徒，保護者に学校いじめ防止基本方針を配布し，学校における具体的な取組内容等について周知を図る。

(2) いじめ事案への取組の評価・分析

- ・学校の具体的な取組状況や達成状況について，学校評議員による評価や児童生徒及び保護者対象のアンケート調査を行い，その結果を集計，分析するとともに，学校評価の項目に設定し，評価結果を踏まえ改善を図る。

(3) 学校いじめ防止基本方針の見直し

- ・児童生徒及び保護者からの学校いじめ防止基本方針に対する意見や学校評議員の評価と分析を参考にして，いじめ防止対策委員会を開催し，学校いじめ防止基本方針の見直しを行い，公表する。

8 その他

- (1) この「学校いじめ防止基本方針」に示されるものの他，「学校いじめ防止基本方針」に必要な事項は，校内いじめ防止対策委員会が中心となり，校内で十分に検討し，校長の責任において定める。
- (2) この「学校いじめ防止基本方針」を改訂した場合は，改訂日を記載し，学校ホームページでの公開，児童生徒及び保護者等に再配布するなど，改訂後の「学校いじめ防止基本方針」を速やかに公表する。

- ・この「学校いじめ防止基本方針」は令和3年4月1日から運用する。